

# 規則

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 埼玉県規則第二十一号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第九号」を「第十号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 第一条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるもの（以下「分譲型ホテル等」という。）については、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第八条第二項第二号及び第四項第一号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第十九条第十三号中「前条第一号」を「前条各号」に改める。

公園施設又は経営法の		経営方法
料金徴収	有 無	直営 委託（受託者）  (標準的な額)
供用期間	通年 季節 (供用区間)	

様式第一号中

公園施設又は経営法の		経営方法
料金徴収	有 無	直営 委託（受託者）  (標準的な額)
供用期間	通年 季節 (供用区間)	
分譲型	有	(種類・仕組み)

		ホテル等	無
--	--	------	---

)  
 )  
 )  
 )

この際、

事項	変更前	変更	変更の内容	
			公園施設の 規模・構造	公園施設の 管理又は 経営の方法
公園施設の 種類				
公園施設の 位置				
公園施設の 規模・構造			経営方法	
			料金徴収	
			供用期間	

変更内容の  
 変更内容

		事項	変更前	
--	--	----	-----	--



この規則は、公布の日から施行する。

附 則

--	--	--